

事務連絡
令和6年11月19日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

「2023年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」の公表及び
防水スプレー製品等による中毒事故の未然防止対策について（周知）

厚生労働省では、家庭用品中の化学物質による事故等について広く消費者等に周知し、健康被害の発生及び拡大を防止する目的で、一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット（以下「SSCI-Net」という。）及び公益財団法人日本中毒情報センター（以下「JPIC」という。）が収集した健康被害情報の中の家庭用品による健康被害事例について、分析・評価を行って公表しております。

今般、「2023年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として、SSCI-Net 及び JPIC から厚生労働省に報告された2023年4月1日から2024年3月31日までの間に発生した家庭用品に係る健康被害事例について、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計し、健康被害の発生及び拡大を防止する上で必要な留意事項をまとめ、別添のとおり公表しておりますので、貴管内関連事業者及び消費者への周知・啓発についてご配慮をお願いします。

また、本「2023年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」でも取り上げている防水スプレー製品等による中毒事故については、厚生労働省においても「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）」を公表するなど、従前より中毒事故の未然防止対策に努めてきておりますが、令和5年度に行った防水スプレー製品等に関する調査の結果、防水スプレー製品等による中毒症例の多くが室内等の閉所で換気の悪い状態でスプレーの使用がなされており、製品に表示された適切な使用方法が守られていないと考えられたことに加え、製品が直接の原因とは言えないものの、間質性肺炎等の肺障害を有する方が防水スプレーの使用後に肺障害の増悪により亡くなった事例が確認されたことも踏まえ、別紙写しのとおり関連業界団体宛て「防水スプレー製品等による中毒事故の未然防止対策について（周知）」（令和6

年 11 月 19 日付け厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事務連絡) にて、改めての中毒事故の未然防止のための取組の徹底をお願いしておりますので、貴管内の輸入、販売及び小売事業者を含む関連事業者に対しても周知いただくとともに改めての取組の徹底についてご配慮をお願いします。なお、参考となる情報を下記に記載しておりますので、適宜ご参照願います。

合わせて、防水スプレー製品等を使用する際には、注意事項をよく確認の上、屋外で使用することや使用時にマスクを着用する等の注意を徹底いただくよう、製品販売時の情報提供も含めた消費者への周知・啓発についてご配慮をお願いします。

記

1. 「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001317799.pdf>

2. 「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001317801.pdf>

お問合せ先：

厚生労働省 医薬局

医薬品審査管理課 化学物質安全対策室

電話：03-5253-1111（代表）

(別添)

2023 年度

家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告

令和 6 年 11 月

厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

目次

はじめに	1
1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告	2
（1）対象・期間・方法	2
（2）集計結果	3
（3）製品を使用する際の留意事項等	6
2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告	9
（1）対象・期間・方法	9
（2）集計結果	10
（3）製品を使用する際の留意事項等	13
おわりに	17

はじめに

科学技術の進歩、生活習慣の変化、グローバル化の進展等に伴い、多種多様な家庭用品が開発され、日常生活の様々な場面で利用されている。家庭用品の安全は、第一義的には製造事業者等の責任の下で確保されるべきものであるが、開発・製造の段階で安全対策措置が十分に検討されていても、当初は予測できなかった危険性に起因する健康被害の発生を完全に排除することは困難である。

このため、厚生労働省では、家庭用品中の化学物質による事故等について広く消費者等に周知し、健康被害の発生及び拡大を防止する目的で、皮膚障害については一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット（以下「SSCI-Net」という。）が、吸入事故等については公益財団法人日本中毒情報センター（以下「JPIC」という。）が、それぞれ収集した健康被害情報のうち、家庭用品に係る健康被害事例について、分析・評価を行って公表している。

今般、2023 年度「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として、SSCI-Net 及び JPIC から厚生労働省に報告された 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に発生した健康被害事例について、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計し、健康被害の発生及び拡大を防止する上で必要な留意事項をまとめた。情報収集の範囲は、家庭用品中の化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「食衛法」という。）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「農取法」という。）及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。）の対象製品並びに燃料による事例は除く。）とした。また、原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかに使用者側の要因であると考えられる事例は含めていない。

【協力施設】

SSCI-Net（皮膚障害）

JPIC（吸入事故等）

1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告

本報告は、SSCI-Net[※]の協力を得て家庭用品による皮膚障害の事例について、収集・整理したものである。

※ SSCI-Net は、医師から皮膚の健康被害や安全性についての質の高い症例情報を収集し、産官学連携で情報を活用することで皮膚の健康被害を早期に発見し、その最小化を図ることを目指したネットワークである。

(1) 対象・期間・方法

● 報告対象及び期間

SSCI-Net が情報収集している健康被害事例のうち、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までに発生した、薬機法、食衛法、農取法及び肥料法の対象製品並びに燃料による事例は除く、化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例を本報告書における家庭用品として集計した。なお、原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因であると考えられる事例は含まない。

● 方法

SSCI-Net での情報収集は、医療施設 106 ケ所（うち病院 71 ケ所、一般診療所 35 ケ所）の医師から報告される皮膚障害に関する事例をとりまとめることにより実施した。

本とりまとめでは、SSCI-Net から厚生労働省に報告された健康被害事例について、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。報告があった全ての件数を「報告件数^{※1}」とし、重症度が一定の要件に該当する健康被害事例は「異常事例^{※2}」として集計した。

※1 報告件数

全ての家庭用品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、原因となった家庭用品 1 件を報告 1 件としている。1 人の患者が複数の家庭用品で皮膚障害を起こした場合は、原因となった家庭用品の数が報告件数となる。

※2 異常事例

「異常事例」では全ての家庭用品を対象とし、以下の重症度判断基準（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「薬機法施行規則」という。）第 228 条の 20 の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が 1 件以上起きた場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。
- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が 30 日以上（加療 30 日以上）の事例。

(2) 集計結果

2023 年度において、健康被害事例の報告件数は 15 件（2022 年度：25 件）、うち「異常事例」に該当するものは 0 件（2022 年度：7 件）であった。

1) 報告件数 15 件（2022 年度：25 件）

2023 年度における概要を以下に示す（表 1－1）。

表 1－1 家庭用品による皮膚障害の報告件数

(参考) 2022 年度		2023 年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
家庭用手袋（ゴム）※ ¹	4	ピアス	4
家庭用手袋（非ゴム）	3	靴	2
ネックレス	3	ネックレス	1
ウェットスーツ ※ ²	3	ビューラー	1
ピアス	2	腕時計	1
エクステ用接着剤	2	眼鏡（先セルを含む）	1
ビューラー	1	冷却剤	1
食器用洗剤 ※ ³	1	ヘアピン	1
下着	1	ネイルチップ	1
イヤホン用イヤープース	1	メダルコイン	1
楽器	1	アクセサリー製作用レジン材料	1
アクセサリー（非金属）	1	総数	15
携帯ストラップ首掛け	1		
ゴルフ手袋	1		
総数	25		

※¹ 天然ゴム 2 件、合成ゴム 1 件、
不詳 1 件

※² 1 事例

※³ 食品衛生法の対象製品であるため、2023 年度の集計対象に該当しない

患者の属性及び皮膚障害の種類を以下に示す（表 1－2）。患者の性別では、女性が 93.3%（2022 年度：76.0%）を占めた。皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が 93.3%（2022 年度：96.0%）を占めた。その他は刺激性接触皮膚炎・二次的細菌感染が 1 件であった。症状の転帰は治癒例が 93.3%（2022 年度：92.0%）を占め、治療期間は 30 日未満の事例が 100.0%（2022 年度：72.0%）であった。

表 1－2 患者の属性及び家庭用品による皮膚障害の種類

		(参考) 2022 年度		2023 年度	
		例数	%	例数	%
性別	男性	6	24.0	1	6.7
	女性	19	76.0	14	93.3
年齢	0～9 歳	0	0.0	0	0.0
	10～19 歳	1	4.0	2	13.3
	20～29 歳	3	12.0	3	20.0
	30～39 歳	3	12.0	3	20.0
	40～49 歳	6	24.0	4	26.7
	50～59 歳	8	32.0	1	6.7
	60～69 歳	0	0.0	2	13.3
	70 歳以上	4	16.0	0	0.0
皮膚障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎	24	96.0	14	93.3
	刺激性接触皮膚炎	1	4.0	0	0.0
	刺激性接触皮膚炎・二次的細菌感染	0	0.0	1	6.7
症状の転帰	治癒	23	92.0	14	93.3
	治療中 ※1	2	8.0	1	6.7
	軽快	0	0.0	0	0.0
	不明	0	0.0	0	0.0
治療期間	30 日未満	18	72.0	15	100.0
	30 日以上	7	28.0	0	0.0
合計		25	100.0	15	100.0

※1 治療中は症例登録時に治療中だったものを指す。

原因となった家庭用品ごとに、皮膚障害の種類を以下に示す。ピアスの事例が多かった。

● 金属製品（ピアス、ネックレス等）に関する健康被害事例

家庭用品	皮膚障害の種類
ピアス（３件）	アレルギー性接触皮膚炎
ピアス（１件）	刺激性接触皮膚炎・二次的細菌感染※
ネックレス（１件）	アレルギー性接触皮膚炎
ビューラー（１件）	アレルギー性接触皮膚炎
ヘアピン（１件）	アレルギー性接触皮膚炎
メダルコイン（１件）	アレルギー性接触皮膚炎
眼鏡（先セルを含む）（１件）	アレルギー性接触皮膚炎

※刺激性接触皮膚炎の合併症として二次的細菌感染となった事例。

● 非金属製品（靴等）に関する健康被害事例

家庭用品	皮膚障害の種類
靴（２件）	アレルギー性接触皮膚炎
腕時計（バンド部分のレザー）（１件）	アレルギー性接触皮膚炎
冷却剤（１件）	アレルギー性接触皮膚炎
ネイルチップ（１件）	アレルギー性接触皮膚炎
アクセサリ－製作用レジン材料（１件）	アレルギー性接触皮膚炎

事例の紹介

◎Case 1

製品 ピアス（金属製品）

事例 30 歳代女性

状況等 硫酸ニッケルに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。両耳に皮疹が生じたが、治癒した。

◎Case 2

製品 眼鏡（先セルを含む）（金属製品）

事例 40 歳代女性

状況等 アレルギー性接触皮膚炎と診断された。硫酸ニッケル及び鼻当てのシリコンゴムのパッチテストで陽性を確認した。シリコンゴムには亀裂があり、ニッケルが溶出してアレルギー性接触皮膚炎を発症した可能性がある。左鼻当ての部分に皮疹が生じたが、治癒した。

◎Case 3

製品	靴（非金属製品）
事例	60 歳代女性
状況等	足に皮疹が生じ、パッチテストではサンダル小片及び接着剤成分として知られるブチルアクリレートに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。一方サンダルの分析ではブチルアクリレートは検出されなかった。ただし、日数が経過した試料ではブチルアクリレートは揮発してしまうため、ブチルアクリレートとサンダルとの因果関係は不明である。

◎Case 4

製品	アクセサリ製作用レジン（樹脂）材料（非金属製品）
事例	10 歳代女性
状況等	アレルギー性接触皮膚炎と診断された。顔に皮疹が生じたが治癒した。

2) 異常事例 0 件（昨年度：7 件）

2023 年度における「異常事例」の事例は 0 件であった。

（3）製品を使用する際の留意事項等

注意しておくべき製品として装身具や美容器具等の金属製品のほか、アクセサリ製作用レジン（樹脂）材料が挙げられる。これらを使用する際の留意事項は以下のとおりである。

なお、製品を使用して皮膚に違和感を感じた場合は、必要に応じて医療機関を受診することを推奨する。

○金属製品

2023 年度については、ピアス（4 件）、ネックレス（1 件）、ビューラー（1 件）等による金属製品に関する皮膚障害の報告が合計 9 件あり、主となる診断はアレルギー性接触皮膚炎が 8 件、刺激性接触皮膚炎・二次的細菌感染が 1 件であった。パッチテストでは、硫酸ニッケル、金チオ硫酸ナトリウム、塩化コバルトのいずれか又は複数に陽性を示した。

金属による皮膚障害は、金属が装飾品等から溶け出して発症すると考えられる。そのため、皮膚に接触しないように衣服の上から装着することにより、相当程度、被害を回避できると考えられる。また、夏場や運動時等の汗を大量にかく場合には、金属製品を外すことなども有効であると考えられる。

なお、眼鏡で皮膚に触れるフレーム部分は樹脂素材であり覆われているため、本来、樹脂素材により覆われている金属部分は直接皮膚に触れないものであるが、フレーム部分の劣化や長時間の使用に伴い汗などが染み込み、中の金属部分が腐食してニッケルなどが溶出する事例がこれまでも報告されていることから、劣化した製品の使用を避けることや

汗をこまめに拭くなど注意が必要である¹。また、使用中や使用後に違和感を感じた際は使用を継続しないことが必要である。

＜参考 1＞

日本皮膚免疫アレルギー学会では、標準アレルゲンとして金属類（ニッケル、コバルト、クロム、水銀、金）のパッチテスト陽性率の経年変化を疫学調査研究として公表している²。この調査は家庭用品のみによる金属アレルギーの陽性率を調査したものではないが、併せて参考にされたい。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
塩化コバルト	8.4%	8.0%	9.3%	7.9%	7.1%	6.5%	9.1%
硫酸ニッケル	23.5%	25.3%	24.9%	24.0%	24.4%	24.0%	26.6%
重クロム酸カリウム	3.0%	2.2%	2.6%	2.4%	2.9%	2.3%	1.9%
硫化水銀（Ⅱ）	7.1%	5.8%	4.6%	3.9%	3.7%	3.0%	2.3%
金チオ硫酸ナトリウム	25.7%	23.7%	26.9%	26.1%	25.2%	24.2%	29.3%
パッチテスト総数	1217	1517	1598	1533	1709	1476	1159

○アクセサリ製作用レジン（樹脂）材料

2023 年度において、アクセサリ製作に用いられる UV レジン（紫外線硬化樹脂）での報告が 1 件あった。本症例のアレルゲンは特定されていないが、UV レジンは、アクリル酸エステル等のモノマーを主成分とする液体の材料で、透明性が高く、紫外線で硬化する性質を持つため、歯科治療、ジェルネイル、アクセサリ製作などで広く使用されている。これまで、ジェルネイルや歯科用樹脂によりアレルギー性接触皮膚炎が引き起こされた事例が報告されてきたが、近年、アクセサリの製作中に感作されたアレルギー性接触皮膚炎の事例も報告されており、これはアクセサリ製作用の液体のレジンに含まれるモノマーにばく露して感作したものと考えられる。

一般に、アクリル樹脂製品ではアクリル酸エステル等がポリマー化していて感作性が低くなっているものの、一部残留したモノマーによる感作のおそれもあり、特に長時間皮膚に接触する製品の場合には感作の可能性が高くなると考えられることから、使用している際に皮膚に違和感を生じた場合には使用を中止する必要がある。

一方、アクセサリ製作用レジンの場合には、硬化途中の液体のレジンに触れてしまうと、樹脂製品に接触した場合よりもモノマーの濃度が高く、感作するリスクは高いと考えられることから、自宅等でアクリルレジンを用いて工芸を楽しむ方やジェルネイルを行う方は、手袋を着用して作業するなど、皮膚に付かないように注意する必要がある。

¹ 飯島茂子, 小城一見, 高山典子, 沼田充, & 佐々木和実. (2020). プラスチック製メガネの先セルによるアレルギー性接触皮膚炎の 1 例～ フレームの金属芯の腐食により生じたニッケルアレルギー～. 日本皮膚免疫アレルギー学会雑誌, 3(2), 342-348.

² 日本皮膚免疫アレルギー学会 日本接触皮膚炎研究班 JSA(JBS)調査データ（アレルゲン別 陽性率）
https://www.jscia.org/useful_info_jsa.html

＜参考 2＞

近年、テレワークや Web 会議、オンラインゲーム等、イヤホンの使用が急激に増大しているところ、イヤホン用イヤピースによる皮膚障害事例が報告されており^{3,4}、要因として製品の原料であり、一部未反応で残留したアクリル酸エステル等のモノマーが想定されうることから、令和 5 年度に厚生労働省において、国立医薬品食品衛生研究所の協力を得て、アレルギー性接触皮膚炎の原因と成り得るアクリル酸エステル等のモノマーの家庭用品中の含有量について調査を行った。具体的には、イヤホン用イヤピースやイヤリングカバー等の装飾品類、ペンシルグリップ等の文房具類、衣類やフェイスシール、スマートフォンカバーなど、皮膚に長時間接触する可能性のあるアクリルおよびシリコン樹脂製 70 製品を調査対象とし、44 種類のアクリル酸エステル等のモノマーについて一斉分析を行った。

結果、5 種類のアクリル酸エステル等のモノマーが、70 製品のうち 11 製品から検出された。検出された製品は、臨床での被害事例が報告されているイヤホン用イヤピースのほか、保護フィルム、サージカルテープ、フェイスシールであった。このような製品にはアクリル酸エステル等のモノマーが残留している可能性があることに留意し、長時間の皮膚へのばく露により感作のおそれがあることから、装着後に違和感があれば製品を外すことが皮膚障害を悪化させないために必要である。

³Justin Chan, Sina Rabi, and Brandon L. Adler: Allergic contact dermatitis to (meth)acrylates in Apple AirPods headphones. *Dermatitis*, 32(6), e111-e112 (2021).

<https://doi.org/10.1097/DER.0000000000000735>

⁴Ling Jing Lee, Wei Liang Koh, Su Ping Regina Lim: Allergic contact dermatitis to Apple AirPods Pro. *Contact Dermatitis*, 86(2), 127-129 (2022).

<https://doi.org/10.1111/cod.13987>

2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告

本報告は、JPIC※に寄せられた問合せ事例の中から、家庭用品による吸入、経皮及び眼の被害事例（以下「吸入事故等」という。）について、収集・整理したものである。

※ JPIC は、消費者や医療機関の医師等からの種々の化学物質による急性の健康被害に関する問合せに応ずる機関である。JPIC で収集している情報は使用者等から直接寄せられ、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

（１）対象・期間・方法

● 報告対象及び期間

JPIC が情報収集している健康被害事例のうち、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までに発生した、薬機法、食衛法、農取法及び肥料法の対象製品並びに燃料による事例は除く、化学物質を原因とするまたは化学物質が原因と疑われる健康被害事例を本報告書における家庭用品として集計した。原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因によると考えられる事例は含まない。

● 方法

JPIC での情報収集は、問合せ時に聴取した詳細な情報に加え、問合せ時以降の健康状態等について、医療機関に対してはアンケート用紙の郵送、その他の相談者に対しては電話によって追跡調査を行うことにより実施した。

本とりまとめでは、JPIC から厚生労働省に報告された健康被害事例について原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。報告があった全ての件数を「報告件数※¹」とし、重症度が一定の要件に該当する健康被害事例は「異常事例※²」として集計した。

※ 1 報告件数

全ての家庭用品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、発生件数（問合せ件数）1 件を報告 1 件としている。これらの中には、1 件に対して、複数製品が関与する場合や患者が複数名である場合が含まれている。

※ 2 異常事例

「異常事例」では全ての家庭用品を対象とし、以下の重症度判断基準（薬機法施行規則第 228 条の 20 の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が 1 件以上発生した場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。

- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が 30 日以上（加療 30 日以上）の事例。

（２）集計結果

2023 年度において、健康被害事例の報告件数は 50 件（2022 年度：56 件）、うち「異常事例」に該当するものは 1 件（2022 年度：1 件）であった。

1) 報告件数 50 件（2022 年度：56 件）

2023 年度における概要を以下に示す（表 2－1）。消費者、学校、薬局、消防署等経由で収集した健康被害事例が 45 件（90.0%）（2022 年度：52 件（92.9%））、受診した医療機関や医師が常駐する特別養護老人ホーム等経由で収集した健康被害事例が 5 件（10.0%）（2022 年度：4 件（7.1%））であった。最も多かったのは洗淨剤（住宅用・家具用）18 件（2022 年度：洗淨剤（住宅用・家具用）14 件）で、次いで殺虫剤 9 件であった。

表 2－1 家庭用品による吸入事故等の報告件数

(参考) 2022 年度		2023 年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
洗淨剤(住宅用・家具用) ^{※1}	14	洗淨剤(住宅用・家具用) ^{※1}	18
芳香・消臭・脱臭剤	6	殺虫剤	9
殺虫剤	5	忌避剤	5
防虫剤	5	除菌剤 ^{※3}	3
防水スプレー ^{※2}	5	芳香・消臭・脱臭剤	2
忌避剤	4	防虫剤	2
除菌剤 ^{※3}	3	防水スプレー ^{※2}	2
接着剤	3	接着剤	1
防止剤 ^{※4}	2	シールはがし	1
線香	2	塗料	1
防カビ剤	1	洗濯仕上げ剤	1
シールはがし	1	洗剤(洗濯用・台所用)	1
塗料	1	漂白剤	1
洗濯仕上げ剤	1	その他の家庭用品	3
その他の家庭用品	3	総数	50
総数	56		

※1 「洗淨剤」：家庭用品品質表示法における「住宅用又は家具用の洗淨剤」に該当する製品。

※2 「防水スプレー」：主に防水・撥水を謳った製品。

※³ 「除菌剤」：二酸化塩素や次亜塩素酸、アルコールやアルカリ性成分等による除菌を謳った製品（家庭用品品質表示法の規定に該当しないものに限る。）。具体的には、スプレーして拭き掃除等に使用する製品、設置又は携帯時に成分が空気中に放出される製品等がある。

※⁴ 「防止剤」：防水・撥水以外の防止機能を謳った製品。具体的には、汗じみ防止剤、UV 防止剤、静電防止剤、着雪防止剤等がある。

患者の属性を以下に示す（表 2－2）。患者の性別では、女性が 62.0%（2022 年度：62.5%）を占めた。なお患者の属性は事例 1 件につき 1 名についてカウントし、1 事例に複数の患者がいた場合は当該製品において健康被害を受けるリスクが最も高いと思われる患者（例：より年少の小児、高齢者等）を優先した。

表 2－2 家庭用品による吸入事故等の属性データ

		(参考) 2022 年度		2023 年度	
		件数	%	件数	%
性別	男性	20	35.7	19	38.0
	女性	35	62.5	31	62.0
	不明	1	1.8	0	0.0
年齢	0～9 歳	4	7.1	1	2.0
	10～19 歳	2	3.6	1	2.0
	20～29 歳	3	5.4	4	8.0
	30～39 歳	16	28.6	10	20.0
	40～49 歳	7	12.5	12	24.0
	50～59 歳	5	8.9	5	10.0
	60～69 歳	6	10.7	5	10.0
	70 歳以上	7	12.5	7	14.0
	不明	6	10.7	5	10.0
合計		56	100.0	50	100.0

原因となった家庭用品ごとの事例の紹介

● 洗浄剤（住宅用・家具用）に関する健康被害事例（報告件数 18 件）

成分等	症状
次亜塩素酸塩類（11 件）	喉の痛み・咳込み・口内の違和感等
陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤（3 件）	気分不良・眼の痛み等
陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤／有機酸・陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤（1 件）	呼吸苦・気分不良
陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤・アルコール系溶剤（1 件）	胃の不快感
塩酸（1 件）	しびれ・感覚鈍麻（手・顔）
炭酸塩・硫酸塩（1 件）	喉・口の刺激感

● 殺虫剤に関する健康被害事例（報告件数 9 件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤（5 件）	悪心・嘔吐・息苦しさ等
カーバメート・ピレスロイド含有剤（2 件）	息苦しさ・皮膚の発疹等
カーバメート・ネオニコチノイド含有剤（1 件）	頭痛
成分不明（1 件）	悪心・頭痛等

● 忌避剤に関する健康被害事例（報告件数 5 件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤（3 件）	喉の痛み・皮膚のかゆみ等
ディート（1 件）	鼻・喉の痛み
メントール・アルコール系溶剤（1 件）	皮膚のかゆみ

● 除菌剤に関する健康被害事例（報告件数 3 件）

成分等	症状
次亜塩素酸（2 件）	頭痛・皮膚の痛み等
二酸化塩素・銀イオン（1 件）	鼻・喉の刺激感

● 防水スプレーに関する健康被害事例（報告件数 2 件）

成分等	症状
フッ素樹脂・有機溶剤（1 件）	頭重感、眼のかゆみ、皮膚のかゆみ（手首）
フッ素樹脂・シリコーン樹脂・有機溶剤（1 件）	気分不良

2) 異常事例 1 件(2022 年度:1 件)

2023 年度における「異常事例」は、殺虫剤に関する事例であり、因果関係は不明であるが、70 歳代の男性が強力噴射スプレータイプの不快害虫用殺虫剤（ピレスロイド含有剤）

を使用後、急性呼吸^{きゅうはく}窮迫症候群を認めて入院した事例であった。

（3）製品を使用する際の留意事項等

引き続き注意しておくべき製品として洗浄剤（住宅用・家具用）及び殺虫剤が挙げられる。これらを使用する際の留意事項は以下のとおりである。

なお、製品を使用して体調に不安を感じた場合は、公益財団法人 日本中毒情報センターに問合せ、必要に応じて医療機関を受診することを推奨する。

* 公益財団法人 日本中毒情報センター(365 日 24 時間対応)

大阪中毒 110 番 072-727-2499

つくば中毒 110 番 029-852-9999

○洗浄剤（住宅用・家具用）

2023 年度の報告件数は 18 件、2023 年度の報告件数に占める割合は 36.0%であった（2022 年度は 14 件、25.0%）。成分別では次亜塩素酸塩類含有製品がその 61.1%を占め、そのうちカビ取り用洗浄剤と排水パイプ用洗浄剤が約 9 割を占めた。

次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする塩素系洗浄剤は特有な臭いがあり、その臭いに過敏な人もいることから、体調がすぐれない人や、心臓病・呼吸器疾患を有する人は使用を避けることが望ましい。また、使用時には必ず換気することも推奨される。さらに、塩素系洗浄剤と「酸性タイプ」と表示のある製品が混ざると、塩素ガスが発生して危険であることから、これらの製品には『まぜるな危険』の表示がなされており、表示を守って使用することが必要である。

スプレータイプの製品では、使用中誤って目に入ったり、皮膚についたり、ミストを吸い込んだりしないように、保護用のメガネ、ゴム製等の手袋、マスクをする等の準備をしてから使用することが推奨される。また、ボトル製品でもゴム手袋を着用してから使用することが推奨される。なお、洗浄剤を異なる容器に移し替えることは、誤使用の原因となったり、容器が腐食したりして事故を引き起こしたり、緊急時に必要な情報がわからないなどの不都合を招くことがあるため、避けるべきである⁵。

一般的に、界面活性剤は一度に大量のミストとして吸い込むと刺激性等を生じることから、製品に記載された使用量や使用方法を守って使用することや、使用の際は換気することが重要である。

⁵日本家庭用洗浄剤工業会

http://www.senjozai.jp/04_qanda.html

○殺虫剤

2023 年度の報告件数は 9 件、2023 年度の報告件数に占める割合は 18.0%であった（2022 年度は 6 件、10.7%）。剤形別ではエアゾール剤 5 件、粉剤 2 件、液剤 1 件、ベイト剤 1 件であった。エアゾール剤のうち 1 件は異常事例として、強力噴射スプレータイプの不快害虫用殺虫剤（ピレスロイド含有剤）を使用後、急性呼吸^{きゅうはく}窮迫症候群を認めて入院した事例が報告された。本事例と製品との因果関係は不明であるものの、引き続き注視していく。

エアゾール剤は狭い場所で噴霧される場合は、ガスや溶剤の成分のばく露にも注意が必要であるため、使用者は製品に記載された使用方法を守って、製品使用中の換気にも留意しながら使用することが必要である。また、事業者においては、実際のあらゆる使用場所（屋外あるいは屋内）や使用場面等を想定して、製品を安全に使用するために必要な情報を消費者に効果的に伝えることが求められる。

<参考>

殺虫剤については、厚生労働省が、平成 9 年に策定した「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」に基づき、製品の設計、製造から使用、廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順を定め、各事業者が製品ごとに「安全確保マニュアル」を作成する際の手引書として、「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き（以下「不快害虫用殺虫剤の手引」という。）」⁶を平成 17 年に作成している（令和 5 年改訂）。不快害虫用殺虫剤の手引は過去に発生した事故の原因究明等を通して、家庭用不快害虫用殺虫剤の製造、使用等の際に生じるリスク及びリスク要因を把握し、事故の未然防止、当該製品の品質及び安全性の向上に資することを目的として作成したものである。事業者においては、不快害虫用殺虫剤の手引及び当該手引に基づき生活害虫防除剤協議会により作成された「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」⁷を活用し、製品の安全確保マニュアルの作成等を通じて、事故の未然防止並びに製品の品質及び安全性の向上に務めることが求められる。

⁶ 家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/hukaigaityu.html>

⁷ 家庭用生活害虫防除剤の自主基準（生活害虫防除剤協議会）

https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/protectant_reference.pdf

○防水スプレー

2023 年度の報告件数は 2 件、2023 年度の報告件数に占める割合は 4.0%であった（2022 年度は 5 件、8.9%）。

厚生労働省では、防水スプレー製品等による中毒事故の未然防止並びに当該製品の品質及び安全性向上のため、2015 年に「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第 3 版）（以下「防水スプレーの手引（第 3 版）」という。）」⁸を公表しているが、以降も防水スプレーによる中毒事故は続いている。こうした状況を踏まえ、令和 5 年度に厚生労働省において、国立医薬品食品衛生研究所の協力を得て、防水スプレーの手引（第 3 版）の公表以降に報告された中毒症例情報を収集・解析（2014 年 11 月～2023 年 10 月の学会誌等での報告。47 症例）するとともに、実際の防水スプレー製品等を購入し、その表示内容について確認を行った。本内容に関して、以下に概要を示す。

従前より防水スプレー製品等の表示については、防水スプレーの手引（第 3 版）及び当該手引に基づき日本エアゾール協会等の業界団体が定めた自主基準において、注意表示として家庭用エアゾール防水スプレー製品等に「必ず屋外で使用」（または「車外で使用」）との表示を必須事項としており、屋内では使用しないよう注意喚起がなされているが、収集したほとんどの症例では、室内等の閉所で換気の悪い状態でスプレーを使用されており、製品に表示された適切な使用方法が守られていないと考えられた。

一方、実際の防水スプレー製品等の表示内容について確認したところ、各製品間では表示内容に差が認められ、一部の製品では安全性に関する注意と、製品の機能等に関する注意表示とが混在するなど消費者に対する注意事項が伝わりにくい表示となっている可能性が考えられた。防水スプレー製品等の使用時の注意事項については、消費者に伝わる形で表示がなされていることが重要であることから、事業者においては、防水スプレーの手引（第 3 版）や当該手引に基づき定められた自主基準等に準じた製品設計及び注意喚起の表示等に努めることが求められる。また、消費者においても、製品使用前には注意事項をよく確認されるとともに、屋外で使用することや使用時にマスクを着用する等の注意を徹底することが重要である。

さらに、防水スプレー製品等による中毒症例情報の収集・解析では、喫煙の有無が判明している中毒症例に占める喫煙者の割合が高いことや、製品が直接の原因とは言えないものの、間質性肺炎等の肺障害を有する方が防水スプレーの使用後に肺障害の増悪により亡くなった事例も確認された。一方で、健常者では防水スプレーによる死亡事故は確認されなかった。厚生労働省では、従前より防水スプレーの手引（第 3 版）において、喫煙者や肺等の呼吸器系機能が低下している者では、防水スプレーを吸入した際の肺障害が増悪しやすかったり、既往の肺障害の重症化因子となったり可能性があることに注意が必要である旨記載しているが、今回改めてその可能性が示唆される事例が確認された。そのため、それらの因子を有する者が防水スプレーを使用する際には、適切な使用方法を遵守し、吸

⁸ 家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第 3 版）」

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/bousui/bousuimanual3.pdf>

入することのないよう、いっそうの注意が必要である。なお、特に呼吸器系疾患の既往歴がある場合には、肺障害等の自覚症状がない可能性も想定されることから、防水スプレー使用時には同様に注意いただくようお願いしたい。

おわりに

2023 年度に収集した家庭用品による健康被害事例については、皮膚障害の 16 件のうち、金属製品で 9 件、非金属製品では 7 件の健康被害事例があった。また、吸入事故等の 50 件のうち、洗浄剤（住宅用・家具用）や殺虫剤に関する事例が 27 件を占めた。

事業者においては、本報告書の事例等を参考に、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、製品販売時の情報提供も含め、消費者に対して積極的かつ分かりやすい情報伝達を行い、適正使用の推進を図ることをお願いしたい。また、利便性を高める意図で改良した製品による事故事例も考えられるので、製品設計の際には安全性にも十分配慮することをお願いしたい。さらに、呼吸器疾患、アレルギー体質等の化学物質の影響を受けやすい素因を持つ患者以外にも、使用者の体調が悪い時に使用すること等により症状が出やすい場合がある。事業者は、過去に当該成分により健康被害が生じた（可能性含む）成分等を使用するものについては、特に使用者への情報提供を行うなど、安全性に配慮して、製品を製造、輸入又は販売することをお願いしたい。

使用者においては、使用上の注意をよく読み、正しい使い方を理解した上で使用する必要がある。また、たとえ使用上の注意に書かれていないことであっても、製品の特徴を考慮し、そのリスクを十分に理解したうえで適切に使用することが新たな事故防止につながると考えられる。また、家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因となる製品との接触によって発生する 경우가ほとんどであり、特に発汗時期には当該製品（原因物質）と皮膚が長時間接触しないようにすることも 1 つの対策である。また、適切に医療機関を受診し、原因を究明することも必要である。その他、近年の流行の変化や新商品の発売により、人体にばく露される化学物質の種類も多様化しており、気付かずに原因製品の使用を継続すると、局所の障害が全身に広がり、症状の悪化を招くこともあるため、軽症であっても注意が必要である。これらを踏まえ、使用者においても、本報告を契機に、家庭用品によって発生し得る健康被害の危険性について留意し、購入時の製品選択や適正使用の重要性を認識するとともに、殺虫剤をはじめとする家庭用化学製品を使用する際は、周辺の住民、特に化学物質への感受性が高い人への配慮をお願いしたい。

なお、小児や高齢者では成人よりも重篤になりやすい場合もあることから、注意が必要である。

また、柔軟剤等の香りにより、頭痛や吐き気がするなどの体調不良を訴える相談が消費生活センター等に寄せられている。香りと体調の変化との因果関係は不明であるものの、香りのある柔軟剤等については、自分にとっては快適なおいでも、他人には不快に感じることもある。特ににおいへの感受性が高い人に対する配慮として、事業者には適正な使用方法・使用量に関する製品表示をお願いするとともに、使用者には表示を参照して使用方法・使用量を守ることをお願いしたい。

最後に、製品及び情報の入手経路が海外を含め多様化しているため、予期しない健康被害事例が発生しやすくなってきた状況と想定される。事業者は、新製品の開発や新たな使用状況が想定される場合は、公開されている各種化学物質のデータベース類を活用し、使用する化学物質の有害性情報を徹底して収集することや、製品使用時のばく露を想定し、健康被害を生じない設計を行うことが必要である。また、使用者は、製品の安全に関する信頼性の高い最新の情報の収集に努めて、安全な製品の選択や適正使用のために活用することが望ましい。当室においてもホームページにおいて、化学物質や家庭用品の安全性に関する各種情報を提供しているので、適宜御参照いただきたい。

（参考）家庭用品・化学物質関係ウェブサイト

- 化学物質安全対策室のホームページ（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/index_00010.html
- 個々の化学物質の情報検索（ウェブガイド）（国立医薬品食品衛生研究所作成のデータベースリンク集）
<http://www.nihs.go.jp/hse/link/webguide.html>
- 家庭用品等による急性中毒等の情報（公益財団法人 日本中毒情報センター）
<https://www.j-poison-ic.jp/>



事 務 連 絡
令和6年11月19日

一般社団法人 日本エアゾール協会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

防水スプレー製品等による中毒事故の未然防止対策について（周知）

防水スプレー製品等による中毒事故への対応については、厚生労働省において「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）（以下「手引」という。）」を公表するなど未然防止対策に努めてきておりますが、手引の公表以降も防水スプレー製品等による健康被害事例が報告されていることを踏まえ、令和5年度に国立医薬品食品衛生研究所の協力を得て、手引の公表以降に報告された防水スプレー製品等による中毒症例情報（2014年11月～2023年10月の学会誌等での報告：47症例）を収集・解析するとともに、実際の防水スプレー製品等を購入し、その表示内容について確認を行いました。

結果、多くの症例が室内等の閉所で換気の悪い状態でスプレーの使用がなされており、製品に表示された適切な使用方法が守られていないと考えられたことに加え、中毒症例に占める喫煙者の割合が高いことや、製品が直接の原因とは言えないものの、間質性肺炎等の肺障害を有する方が防水スプレーの使用後に肺障害の増悪により亡くなった事例も確認されました。従前より、手引において、喫煙者や肺等の呼吸器系機能が低下している者では、防水スプレーを吸入した際の肺障害が増悪しやすかったり、既往の肺障害の重症化因子となったり可能性があることに注意が必要である旨記載しておりますが、今回改めてその可能性が示唆される事例が確認されました。そのため、それらの因子を有する者が防水スプレーを使用する際には、適切な使用方法を遵守し、吸入することのないよう、いっそうの注意が必要であり、特に呼吸器系疾患の既往歴がある場合には、肺障害等の自覚症状がない可能性も想定されることから、同様に注意が必要です。

また、実際の防水スプレー製品等の表示内容を確認した結果、各製品間で表示内容に差が認められ、一部の製品では安全性に関する注意と、製品の機能等に関する注意表示とが混在するなど消費者に対する注意事項が伝わりにくい表示となっている可能性が考えられました。防水スプレー製品等の使用時の注意表示については、これまでも貴会及び貴会会員事業者において自主基準の策定や注意表示等がなされてきて

いるものと承知しておりますが、消費者に伝わる形で表示がなされていることが重要です。

以上も踏まえ、貴会及び貴会会員事業者におかれましては、手引及び自主基準等に準じた製品設計及び注意喚起の表示等、中毒事故の未然防止のための取組を改めて徹底いただくようお願いします。

なお、参考となる情報を下記に記載しておりますので、適宜ご参照願います。

記

1. 「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001317799.pdf>

2. 「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001317801.pdf>

お問合せ先：

厚生労働省 医薬局

医薬品審査管理課 化学物質安全対策室

電話：03-5253-1111（代表）